

産業廃棄物収集運搬業				許 可 品 目																					
都道府県 ・政令市		許可番号	許可年月日 有効期限	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残渣	ゴムくず	金属くず	陶磁器くず・ ガラス	コンクリートくず	鋳さい	がれき類	石綿含有物	動物ふん尿	動物の死体	ばいじん	13号廃棄物	動物系固形 不要物
佐賀県	普	04115060319	R3. 5. 14 R10. 5. 13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
	特	04155060319	R3. 5. 14 R10. 5. 13	○	○	○	○	○												○			○		
福岡県	普	04000060319	R1. 8. 11 R6. 8. 10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	
	特	04050060319	R1. 8. 11 R6. 8. 10	○	○	○	○	○												○			○		
長崎県	普	04200060319	R1. 7. 13 R6. 7. 12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
	特	04250060319	R1. 7. 13 R6. 7. 12	○	○	○	○	○												○			○		
熊本県	普	04305060319	R4. 9. 8 R9. 5. 7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
	特	04355060319	R2. 11. 25 R7. 11. 13	○	○	○	○	○												○			○		
山口県	普	03500060319	R5. 12. 4 R10. 11. 14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
	特	03550060319	R5. 12. 4 R10. 11. 14	○	○	○	○	○												○			○		
産業廃棄物処分業				許 可 品 目																					
普通	佐賀県	04145060319	R3. 5. 14 R10. 5. 13		○				○	○	○	○		○	○	○	○		○	○					

産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1
氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 榎田 かおり



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和 3年（2021年）5月14日
許可の有効年月日 令和10年（2028年）5月13日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
破 砕	紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及びがれき類並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。） 以上8種類（水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収が義務付けられているものを除く。）を含む）
圧縮・梱包	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及び金属くず 以上6種類
固 化	汚泥（無機性汚泥に限る。）以上1種類

最終処分業	産業廃棄物の種類
安定型	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類 以上5種類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	破砕施設（固定式及び移動式）（3号機）	破砕施設
産業廃棄物の種類	がれき類	紙くず、木くず、繊維くず、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
設置場所	唐津市宇木字栗崎857番、859番1	唐津市宇木字栗崎857番、859番1
設置年月日	平成13年1月18日	平成12年12月29日
処理能力	112m ³ /日（8時間）	11t/日（8時間）
許可年月日	平成13年2月1日（みなし）	平成13年2月1日（みなし）

施設の種類	破碎施設	破碎施設(固定式及び移動式)
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）	廃プラスチック類、木くず及び繊維くず
設置場所	唐津市宇木字栗崎857番、 字釜太郎950番21	杵島郡白石町大字牛屋字東松 3734番11
設置年月日	平成13年9月20日	平成23年1月6日
処理能力	3.2t/日（8時間）	廃プラスチック類 0.84t/日（8時間） 木くず 4.5t/日（8時間） 繊維くず 0.99t/日（8時間）

施設の種類	破碎施設（固定式）	破碎施設（固定式）
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）	廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）
設置場所	杵島郡白石町大字牛屋字東松3734番11	
設置年月日	平成23年1月14日	平成24年11月15日
処理能力	4.8t/日（8時間）	1.9t（8,640本）/日（8時間）

施設の種類	固化施設（固定式及び移動式）	破碎施設(固定式及び移動式)
産業廃棄物の種類	汚泥（無機性汚泥に限る。）	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）及びがれき類
設置場所	杵島郡白石町大字牛屋字東松3734番11	
設置年月日	平成24年6月1日	平成23年10月5日
処理能力	512m ³ /日（8時間）	廃プラスチック類 3.8t/日（8時間） 紙くず 9.4t/日（8時間） 繊維くず 5.5t/日（8時間） ゴムくず 1.4t/日（8時間） 金属くず 3.1t/日（8時間） ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 2.7t/日（8時間） がれき類 4.0t/日（8時間）

施設の種類	破碎施設(固定式及び移動式)	圧縮・梱包施設(固定式)
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）及びがれき類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及び金属くず
設置場所	佐賀市兵庫町大字西沢字一本柳 1680番2	杵島郡白石町大字牛屋字東松 3734番11
設置年月日	平成27年4月10日	平成28年8月12日
処理能力	廃プラスチック類 3.8t/日（8時間） 紙くず 9.4t/日（8時間） 木くず 3.6t/日（8時間） 繊維くず 5.5t/日（8時間） ゴムくず 1.4t/日（8時間） 金属くず 3.1t/日（8時間） ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 2.7t/日（8時間） がれき類 4.0t/日（8時間）	廃プラスチック類 87t/日（8時間） 紙くず 43t/日（8時間） 木くず 112t/日（8時間） 繊維くず 51t/日（8時間） ゴムくず 127t/日（8時間） 金属くず 116t/日（8時間）

施設の種類	破砕施設(固定式)
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及び金属くず
設置場所	杵島郡白石町大字牛屋字東松 3734番11
設置年月日	平成29年8月25日
処理能力	廃プラスチック類 4.6t/日(8時間) 紙くず 4.6t/日(8時間) 木くず 4.8t/日(8時間) 繊維くず 2.2t/日(8時間) ゴムくず 4.2t/日(8時間) 金属くず 9.4t/日(8時間)

施設の種類	安定型最終処分場
産業廃棄物の種類	1. の最終処分業(安定型)にある産業廃棄物の種類全て
設置場所	唐津市枝去木字捨梶92番、94番3、94番4、94番11、94番15、94番17、94番18、95番1、97番、98番1、98番2、98番3、99番、101番及び102番
設置年月日	平成23年10月31日
処理能力	面積:29,001m ² 、容量:419,115m ³
許可年月日	令和2年3月19日(変更許可)
許可番号	佐賀県指令元循環第16号

禁複写

3. 許可の条件

県内で破砕施設又は固化施設を移動して使用する場合は、排出現場の敷地内に限る。 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年 5月14日 更新許可(優良基準適合)

令和5年10月12日 変更届 代表者の変更 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

※この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告(被告の代表者は、佐賀県知事です)として訴訟を提起することができます。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1
氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 檀田 かおり



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和 3年（2021年）5月14日
許可の有効年月日 令和10年（2028年）5月13日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含む）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、
鉱さい、がれき類、ばいじん、第13号廃棄物、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コ
ンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）
以上17種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除
く。）

積替え・保管を行う産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類、廃プラスチック
類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）
以上12種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃
棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所 在 地 佐賀県佐賀市兵庫町大字西瀬字一本柳1680番2				
産業廃棄物の種類	面 積	保管上限	高 さ	備 考
廃プラスチック類	87㎡	133㎡	2.0m	コンクリート床（屋外）
金属くず	71㎡	68㎡	2.0m	コンクリート床（屋外）
木くず	37㎡	31㎡	1.0m	コンクリート床（屋外）
廃プラスチック類、金属くず、ガラ スクず・コンクリートくず、陶磁器 くず（廃石膏ボードを除く。）、 がれき類	91㎡	95㎡	2.0m	コンクリート床（屋外）
廃プラスチック類、紙くず、木くず 、金属くず、ガラスくず・コンクリ ートくず、陶磁器くず（廃石膏ボー ドを除く。）、がれき類	90㎡	114㎡	2.0m	コンクリート床（屋外）
廃プラスチック類、繊維くず	14㎡	15㎡	1.4m	鉄製コンテナ（屋外）

（裏面へ）

石綿含有産業廃棄物	7.4㎡	7.7㎡	1.4m	鉄製コンテナ（屋外）
紙くず	23㎡	64㎡	3.7m	コンクリート床（屋内）
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）	24㎡	66㎡	3.7m	コンクリート床（屋内）
廃油	2.0㎡	0.30㎡	0.89	ドラム缶（屋内）
水銀使用製品産業廃棄物	4.5㎡	5.9㎡	1.3m	フレコンバック（屋外）

所 在 地	佐賀県唐津市宇木字栗崎855番、856番2、857番、859番1、字釜田郎950番21、950番24、950番25、950番26、950番34
-------	---

産業廃棄物の種類	面 積	保管上限	高 さ	備 考
木くず	48㎡	64㎡	2.0m	コンクリート床（屋外）
金属くず	53㎡	30㎡	1.7m	コンクリート床（屋外）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	46㎡	52㎡	1.5m	コンクリート床（屋外）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）、がれき類	146㎡	127㎡	2.4m	コンクリート床（屋外）
廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）、がれき類	150㎡	103㎡	1.5m	再生クラッシュラン土間（屋外）
汚泥	27㎡	15㎡	1.4m	鉄製コンテナ（屋外）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）、がれき類	31㎡	49㎡	2.3m	鉄製コンテナ（屋外）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）、がれき類	67㎡	61㎡	1.4m	鉄製コンテナ（屋外）
石綿含有産業廃棄物	8.4㎡	7.7㎡	1.4m	鉄製コンテナ（屋外）
紙くず、木くず、繊維くず	69㎡	106㎡	2.3m	鉄製コンテナ、フレコンバック（屋外）
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）、がれき類	34㎡	44㎡	2.3m	鉄製コンテナ、フレコンバック（屋外）
廃油	0.25㎡	0.20㎡	0.89m	ドラム缶（屋外）
廃酸	0.25㎡	0.20㎡	0.89m	ドラム缶（屋外）
廃アルカリ	0.25㎡	0.20㎡	0.89m	ドラム缶（屋外）
紙くず	26㎡	35㎡	2.0m	コンクリート床（屋内）
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）	28㎡	38㎡	2.0m	コンクリート床（屋内）
水銀使用製品産業廃棄物	7.4㎡	5.9㎡	1.3m	鉄製コンテナ、フレコンバック（屋外）

（次葉へ）

所在地	佐賀県杵島郡白石町大字牛屋字東松3734番11			
産業廃棄物の種類	面積	保管上限	高さ	備考
木くず	180㎡	198㎡	3.0m	コンクリート床（屋外）
金属くず	30㎡	12㎡	1.2m	コンクリート床（屋外）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。） 、がれき類	30㎡	31㎡	1.3m	コンクリート床（屋外）
	36㎡	32㎡	1.1m	コンクリート床（屋外）
	63㎡	32㎡	1.5m	コンクリート床（屋外）
	74㎡	45㎡	1.8m	コンクリート床（屋外）
	60㎡	103㎡	2.3m	鉄製コンテナ（屋外）
	114㎡	69㎡	1.4m	鉄製コンテナ（屋外）
紙くず、木くず、繊維くず	81㎡	46㎡	1.4m	鉄製コンテナ（屋外）
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）	25㎡	15㎡	1.4m	鉄製コンテナ（屋外）
石綿含有産業廃棄物	18㎡	7.7㎡	1.4m	鉄製コンテナ（屋外）
廃油	2.2㎡	0.60㎡	0.90m	ドラム缶（屋内）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年 5月14日 更新許可 優良基準適合

令和5年10月12日 変更届 代表者の変更 以下余白

禁複写

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告(被告の代表者は、佐賀県知事です。)として訴訟を提起することができます。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1

氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 樋田 かおり優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日 令和 3年（2021年） 5月14日
許可の有効年月日 令和10年（2028年） 5月13日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃 え 殻 （カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 汚 泥 （水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃 油 （揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
- 廃 酸 （水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
- 廃アルカリ （水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
- ばいじん （水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃石綿等
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
- なし

（裏面に続く）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年 5月14日 更新許可 優良基準適合

令和5年10月12日 変更届 代表者の変更 以下余白

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

禁複写

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告(被告の代表者は、佐賀県知事です。)として訴訟を提起することができます。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木43-5番地1
氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 榎田 かおり

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 元年 8 月 11 日

許可の有効年月日 令和 6 年 8 月 10 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鋳さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等を含む。）以上17品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
裏面のとおり。
以下余白

5. 積替え許可の有無 有 ・ ☒ 無
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 許可番号
以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ☒ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の北筑後保健福祉環境事務所で行ってください。

禁複写

(裏面)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年 8月11日 更新許可

平成21年 8月11日 更新許可

平成26年 8月11日 更新許可

令和 元年 7月22日 変更届出により取扱品目（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）
の明記

令和 元年 8月11日 更新許可

令和 5年10月17日 変更届出により代表者の変更

以下余白

禁複写

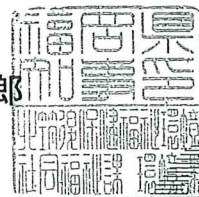
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1

氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 榎田 かおり

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 元年 8 月 11 日

許可の有効年月日 令和 6 年 8 月 10 日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

裏面のとおり。

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年 2月 4日 変更許可により取扱品目（廃油、廃酸、廃アルカリ）の追加

平成16年 8月11日 更新許可

平成21年 8月11日 更新許可

平成23年 9月 1日 変更許可により取扱品目（燃え殻、汚泥、ばいじん）の追加

平成26年 8月11日 更新許可

令和 元年 8月11日 更新許可

令和 5年10月17日 変更届出により代表者の変更

以下余白

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 許可番号

以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の北筑後保健福祉環境事務所で行ってください。

1. 事業の範囲

積替え、保管を含まない。

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃石綿等

ばいじん（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

燃え殻（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上7品目 以下余白

禁複写

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1

氏 名 株式会社ナラタ 代表取締役 植田 かおり

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 大石 賢吾

許可の年月日

令和 元年 7月13日

許可の有効年月日

令和 6年 7月12日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、
がれき類、ばいじん

（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

（これらのうち自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上16種類（積替え・保管行為を含まない。）

禁複写

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う
産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年 7月13日 新規許可

平成16年 7月13日 更新許可

平成21年 7月13日 更新許可

平成26年 7月13日 更新許可

令和 元年 7月13日 更新許可

令和 5年10月17日 変更届出（代表者の変更）

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年	7月13日	新規許可
平成16年	7月13日	更新許可
平成21年	7月13日	更新許可
平成23年	8月23日	変更許可
平成26年	7月13日	更新許可
令和元年	7月13日	更新許可
令和5年10月17日	変更届出	(代表者の変更)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

禁複写

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1

氏 名 株式会社ナラタ 代表取締役 植田 かおり

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事

大石 賢吾

許可の年月日

令和 元年 7月13日

許可の有効年月日

令和 6年 7月12日

1. 事業の範囲

廃油

(揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

廃酸

(pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

廃アルカリ

(pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

廃石綿等

ばいじん

(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

燃え殻

(特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥

(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上7種類(積替え・保管行為を含まない。)

(裏面へつづく)

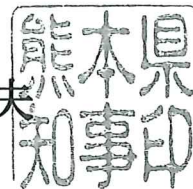
許可番号 第04305060319号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1
氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 植田 かおり

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



許可の年月日 令和4年（2022年）9月8日

許可の有効年月日 令和9年（2027年）5月7日

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	自動車等 破砕物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
燃え殻	—	—	—	—	○
汚泥	—	—		○	○
廃油	—	—		○	—
廃酸	—	—		○	○
廃アルカリ	—	—		○	○
廃プラスチック類	—	○		○	—
紙くず	—	○		—	—
木くず	—	○		—	—
繊維くず	—	○		—	—
動植物性残さ	—	—		—	—
ゴムくず	—	—		—	—
金属くず	—	—		○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○		○	—
鉱さい	—	—		—	○
がれき類	—	○		—	—
ばいじん	—	—		—	○
政令第2条第13号に規定する廃棄物	—	—		—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成19年（2007年）5月8日付けで新規許可

- (2) 平成24年(2012年)5月10日付けで更新許可
- (3) 平成24年(2012年)11月8日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者: 檜田 正利)
- (4) 平成29年(2017年)3月31日付けで更新許可
- (5) 令和元年(2019年)7月26日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者: 檜田 将悟)
- (6) 令和4年(2022年)9月8日付けで更新許可
- (7) 令和5年(2023年)10月24日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者: 羽根 信夫)

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考



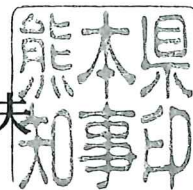
許可番号 第04355060319号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1
氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 檜田 かおり

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



許可の年月日 令和2年(2020年)11月25日

許可の有効年月日 令和7年(2025年)11月13日

1. 事業の範囲

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類（特定有害産業廃棄物の種類については別表参照）	（特記事項）	積替 保管
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	—	—
廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの）	—	—
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの）	—	—
廃石綿等	—	—
ばいじん（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
燃え殻（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
汚泥（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成17年(2005年)11月14日付けで新規許可
- (2) 平成22年(2010年)11月24日付けで更新許可
- (3) 平成24年(2012年)11月8日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者: 檜田 正利)
- (4) 平成27年(2015年)11月13日付けで更新許可
- (5) 令和元年(2019年)7月26日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者: 檜田 将悟)

(6) 令和2年(2020年)11月25日付けで更新許可

(7) 令和5年(2023年)10月24日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:羽根 信夫)

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考

(別表)

有害物質	特定有害産業廃棄物の種類		
	ばいじん	燃え殻	汚泥
アルキル水銀化合物	—	—	—
水銀又はその化合物	○	—	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○
有機燐化合物	—	—	—
六価クロム化合物	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○
シアン化合物	—	—	—
トリクロロエチレン	—	—	—
テトラクロロエチレン	—	—	—
ジクロロメタン	—	—	—
四塩化炭素	—	—	—
1, 2-ジクロロエタン	—	—	—
1, 1-ジクロロエチレン	—	—	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	—	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	—	—	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	—	—
1, 3-ジクロロプロペン	—	—	—
チウラム	—	—	—
シマジン	—	—	—
チオベンカルブ	—	—	—
ベンゼン	—	—	—
セレン又はその化合物	○	○	○
1, 4-ジオキサン	—	—	—
ダイオキシン類	○	○	○

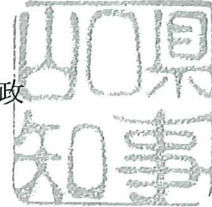
※○: 取り扱うもの ◎: 積替え又は保管行為を含むもの

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1
氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 植田 かおり

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許可の年月日

令和 5 年 12 月 4 日

許可の有効年月日

令和 10 年 11 月 14 日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物
(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上17種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

禁複写

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5 年 12 月 4 日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
- ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃石綿等
- 以上7種類

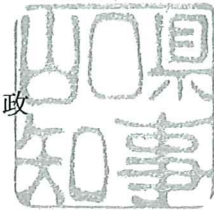


特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1
氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 樋田 かおり

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村 岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日

令和 5 年 12 月 4 日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和 10 年 11 月 14 日

1. 事業の範囲

(1)特別管理産業廃棄物の種類
裏面のとおりに記載

(2)事業の区分

積替え又は保管を除く。



2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5 年 12 月 4 日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
- ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃石綿等
- 以上7種類

禁複写